

総合評価落札方式にかかる事務手続き 【建設工事に係る委託業務】

改正概要

①「障害者雇用等への取り組み」における法定義務業者の 常用雇用労働者数の変更

- 障害者の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられることに伴い、以下のとおり改正
現行 法定義務業者：常用雇用労働者数50人以上
改正 法定義務業者：常用雇用労働者数45.5人以上

○適用時期

平成30年4月1日以降に入札書の提出期間を定める業務から適用